

2023年度事業計画書

(2023年4月1日～2024年3月31日迄)

1 はじめに

国民の健康維持増進を目的に、わが国におけるサウナ及びスパ営業者の資質の向上、サウナ及びスパに関する正しい知識の普及、営業施設の衛生水準の向上を図る等、健全なサウナ及びスパ事業の育成に努め、もって環境衛生の向上に寄与することを目的に、下記事業について都道府県サウナ・スパ協会と連携協力し公益目的事業を実施します。

2 (公益目的事業1) 啓発普及事業

ア 調査研究事業

(1) フィンランドに本部を置く国際サウナ協会との情報交流をはじめ、東アジアスパ連盟主催の会議、諸外国サウナ・スパ機構との国際交流並びにわが国に於けるサウナ・スパ関連の研究発表を行う。

・第15回東アジアスパ会議への日本代表団を派遣する。(時期:未定)

(2) サウナ及びスパ施設の前年対比データの収集と分析を行い国民のニーズにあった施設のシステム作りに役立てる。

(3) アウフグース世界大会(9月ドイツ開催予定)への参加に向けた第2回国内予選会の開催を行う。

(4) ウィスキングの教育システムの構築のため先進国講師による研修会を開催する。

(5) サウナ文化をさらに広めるため、各分野の関係者による「サウナ文化大交流会」を開催する。

イ 機関紙頒布事業

唯一の業界紙である機関紙(SAUNA・SPA新聞)の定期発行(年6回奇数月)を行いサウナ及びスパの最新情報、各会議やイベント告知並びに報告事項を掲載する。

ウ インターネットによる情報提供事業

(1) ウェブサイト利用者が見やすいページの制作及びサウナ検索サイトへの情報提供に協力する。

(2) サウナ・スパ愛好者への公式フェイスブック、ツイッターによる情報配信に努める。

エ メディア対応事業

各マスコミからの問い合わせに対して、サウナ・スパの効果や研究・調査に関する情報開示を積極的に実施し、マスメディアの取材を通じて広く国民に正しく理解してもらうための活動を行う。

オ その他

(1) 啓発普及

- ・3月7日サウナの日イベントとして、加盟店で「満37歳+お連れ様ご招待キャンペーン」を実施
ポスターや記念タオル等の製作、配布を行う。
- ・協力団体ブロック等でのサウナ・スパ普及啓発活動を目的としたイベントを後援・助成する。
- ・サウナ・スパ関連展示会への後援「スパジャパン展示会（9月）、総合ユニコム展示会（11月）、国際ホテルレストランショー展示会（翌2月）」とともに会員に周知、推奨すると共に、サウナの普及活動として、公式資格養成研修制度の案内、関連書籍などを出展する。
- ・フィンランドヴィレッジ（長野県小海町）で開催される「フィンランドの夏祭り in 小海（6月）」に対しサウナ普及のため後援を行う。

（2）社会貢献

3月7日を「サウナの日」と位置づけ、サウナの普及啓発並びに日本赤十字社の協力を得て全国献血推進キャンペーンを実施する。なお、会員店舗による募金活動（日赤募金、但し今後震災発生時等には震災支援に回すこととする「一般寄付金扱い」）を引き続き実施する。※現在はウクライナ避難民等へのサウナ支援「Sauna Aid」への募金を継続中。

3（公益目的事業2）基準策定研修事業

ア 基準策定事業

- (1) サウナ・スパ関連施設における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインの遵守並びに協会の自主管理基準である「サウナ・スパ営業施設における衛生確保に関する自主管理基準」、「循環式浴槽におけるレジオネラ症対策管理マニュアル」及び「サウナ設備設置基準」の周知徹底を図る。
- (2) レジオネラ属菌、新型インフルエンザ及びノロウイルスなど感染症の対策を図り、周知徹底を図る。
- (3) (株)日本政策金融公庫融資制度「サウナ営業設備資金貸付(2億円以内)」の周知を図る。

イ 優良店認定事業

「サウナ・スパ営業施設における衛生確保に関する自主管理基準」並びに「サウナ設備設置基準」を満たし、且つ、サウナ・スパ管理士の配置を満たした施設からの申請に基づき優良店認定を行う。

ウ 養成研修・資格登録事業

- (1) サウナ及びスパ施設において、サウナ利用者がサウナ浴のもつ保健的機能を応用した健康維持増進のために、サウナ浴を安全で衛生的に実施できるよう指導するとともに、効果的な入浴前、入浴後の運動の方法を指導する「サウナ・スパ健康士養成研修講座」を公募、開講する。※公式テキストの再編集
- (2) サウナの身体への影響、サウナ及びスパ施設の管理技術、サウナ快適環境、さらにサウナ及びスパ利用

を専門的に指導できる者を養成する「サウナ・スパ プロフェッショナル(管理士)養成研修講座」を公募、開講する。

(3) 基礎的なお風呂やサウナの入り方及び体を温めてのボディケアの効果、並びにサウナ・スパ施設内での応急処置について、「サウナ・スパ健康アドバイザー養成研修講座」を公募、開講する。

なお、以上三種の公式資格養成研修講座には厚生労働省後援名義を申請することとする。

(4) 世界中の植物入浴文化を取り入れながら、日本独自のウィスキングを作り上げることを目指し、「ウィスキングforビギナーズ養成研修講座」を公募、開講する。

(5) 各大学及び研究機関等との連携による従業員教育のための教材の開発及び紹介を行う。

エ 研修事業

(1) サウナ・スパ有識者を集めての、第30回全国オーナー・幹部研修会の実施(11月)による、安全な施設づくり、サウナ及びスパ普及啓発のための研修会を実施する。

(2) 地域における勉強会・セミナーに広く参加を呼びかけると共に講師の紹介など、その活動の奨励及び支援を行う。

(3) 会員相互の連帯感と従業員の資質の向上を目的とした視察研修のための社員研修用共通入浴券を配布し有効活用を図る。

(4) その他、サウナ・スパ普及のためのセミナーを開催する。

オ 顕彰事業

永年にわたり協会の発展とサウナ・スパの普及振興に著しく貢献し、国民の健康増進に寄与した個人及び団体に対し顕彰する。

カ 相談事業

会員のみならず非会員及び行政機関、設計施工業者等からの相談に対応する。なお、相談は電話でおこなう。

4 会員拡充

サウナ及びスパの普及により国民の健康維持増進を図り、公益活動を社会的に確固たるものとするため、組織の根幹である会員の加盟促進に取り組むとともに、基盤の整備拡充を図る。

5 その他

会計処理については公認会計士事務所の指導を得て、健全財政の確立と公益法人会計業務の適正化に努める

以上